

広域的地域活性化基盤整備計画

しまばら はんとう だい かい
島原半島地域【第5回変更】

ながさき
長崎県

しまばら し うんぜん し みなみしまばらし いさはやし
関係市町村(島原市、雲仙市、南島原市、諫早市)

平成24年3月

注)・「関係市町村」欄には、広域的地域自立・活性化法第5条第5項の規定による意見聴取が必要な市町村をすべて記載すること。
・様式は、A4長辺側を、2箇所ホチキス留めすること。

目次

広域的地域活性化基盤整備計画の目標および計画期間	1
拠点施設	2
広域的地域活性化基盤整備計画の整備方針と基本的な方針等との整合性	11
交付対象事業等一覧	12
拠点施設・重点地区	13
整備方針概要図	20

拠点施設

施設名	雲仙温泉	所在地	長崎県 雲仙市 小浜町
設置主体	民間	管理・運営主体	民間
設置(予定)年月	不明	拠点施設の区分	法第2条第2項第2号(一団地の観光施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(1)(観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動)	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 小浜温泉、島原温泉とともに、島原半島地域の温泉観光の拠点。地域内では旅館4社が持ち株会社を設立し、再生を目指す取り組みが進められている。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設を含む島原半島内の主要観光地や他の地域との間の快適な移動環境を整備し、観光客の利便性向上を図るため、基幹事業により道路や港湾等の整備を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び島原半島内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 宿泊、日帰り入浴、飲食等のサービスの提供、観光情報・地域情報等の提供 <将来> 宿泊、日帰り入浴、飲食等のサービスの提供、観光情報・地域情報等の提供			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本拠点施設は、小浜温泉、島原温泉とともに、宿泊や温泉、飲食等を提供する地域内の観光の拠点であり、他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに広域観光ルートの形成を促進する上で重要な施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	小浜温泉	所在地	長崎県 雲仙市 小浜町
設置主体	民間	管理・運営主体	民間
設置(予定)年月	不明	拠点施設の区分	法第2条第2項第2号(一団地の観光施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(1)(観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動)	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 雲仙温泉、島原温泉とともに、島原半島地域の温泉観光の拠点。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設を含む島原半島内の主要観光地や他の地域との間の快適な移動環境を整備し、観光客の利便性向上を図るため、基幹事業により道路や港湾等の整備を行う。また、宿泊客や日帰り客へ、新鮮な水産物を供給できるよう、基幹事業により漁船対策施設の整備を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び島原半島内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 宿泊、日帰り入浴、飲食等のサービスの提供、観光情報・地域情報等の提供 <将来> 宿泊、日帰り入浴、飲食等のサービスの提供、観光情報・地域情報等の提供			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本拠点施設は、雲仙温泉、島原温泉とともに、宿泊や温泉、飲食等を提供する地域内の観光の拠点であり、他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに広域観光ルートの形成を促進する上で重要な施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	小浜歴史資料館	所在地	長崎県 雲仙市 小浜町
設置主体	雲仙市	管理・運営主体	雲仙市
設置(予定)年月	平成12年4月	拠点施設の区分	法第2条第2項第3号(教養文化施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)文化的資産の 展示又は伝統芸能の公演	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 < 概要及び整備計画 > 築およそ160年の本多湯太夫邸跡を歴史的遺産として保存しながら本多湯太夫の歴史や功績を紹介している「湯太夫展示館」や小浜町の歴史、交通、温泉の特色などを見ることが出来る「歴史資料展示館」からなる。 < 拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性 > 拠点施設を含む島原半島内の主要観光地や他の地域との間の快適な移動環境を整備し、観光客の利便性向上を図るため、基幹事業により道路や港湾等の整備を行う。 < 目標と広域的特定活動・拠点施設との関係 > 拠点施設及び島原半島内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 < 現況 > 小浜温泉を中心とした歴史的資料の展示 < 将来 > 小浜温泉を中心とした歴史的資料の展示			
広域的特定活動との関係 < 拠点施設整備の蓋然性 > < 拠点施設に設定した理由 > 本施設は小浜温泉地区にあり、同地域の歴史・文化、観光情報等の発信の拠点となっている。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	島原温泉	所在地	長崎県 島原市 下川尻町
設置主体	民間	管理・運営主体	民間
設置(予定)年月	不明	拠点施設の区分	法第2条第2項第2号(一団地の観光施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(1)(観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動)	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 小浜温泉、雲仙温泉とともに、島原半島地域の温泉観光の拠点。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設を含む島原半島内の主要観光地や他の地域との間の快適な移動環境を整備し、観光客の利便性向上を図るため、基幹事業により道路や港湾等の整備を行う。また、宿泊客や日帰り客へ、新鮮な水産物を供給できるよう、基幹事業により漁船対策施設の整備を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び島原半島内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 宿泊、日帰り入浴、飲食等のサービスの提供、観光情報・地域情報等の提供 <将来> 宿泊、日帰り入浴、飲食等のサービスの提供、観光情報・地域情報等の提供			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本拠点施設は、小浜温泉、雲仙温泉とともに、宿泊や温泉、飲食等を提供する地域内の観光の拠点であり、他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに広域観光ルートの形成を促進する上で重要な施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	雲仙岳災害記念館	所在地	長崎県 島原市 平成町
設置主体	長崎県	管理・運営主体	(財)雲仙岳災害記念財団
設置(予定)年月	平成14年7月	拠点施設の区分	法第2条第2項第3号(教養文化施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)文化的資産の展示又は伝統芸能の公演	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 建物延床面積 5,949.04㎡。 有料展示ゾーン:平成大噴火シアター、島原大変劇場、火砕流の道などの約250の展示項目 無料展示ゾーン:メディアライブラリー、メモリアルガーデン等。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設を含む島原半島内の主要観光地や他の地域との間の快適な移動環境を整備し、観光客の利便性向上を図るため、基幹事業により道路や港湾等の整備を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び島原半島内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 雲仙普賢岳噴火災害の脅威と教訓を学習・伝承する施設 水無川流域一帯等の「平成新山がんばランド(野外博物館)」の中核施設 全国からの支援に対する感謝の気持ちを表す施設 <将来> 雲仙普賢岳噴火災害の脅威と教訓を学習・伝承する施設 水無川流域一帯等の「平成新山がんばランド(野外博物館)」の中核施設 全国からの支援に対する感謝の気持ちを表す施設			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 島原半島地域では、地元島原市を中心として、平成新山や水無川流域一帯等に点在する火山噴火遺構や各種防災施設などの火山関係資源をまるごと一つの野外博物館として活用し、火山学習を軸とした体験型観光を推進しており、本拠点施設はその中心となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	道の駅 みずなし本陣ふかえ	所在地	長崎県 南島原市 深江町
設置主体	南島原市	管理・運営主体	(株)みずなし本陣
設置(予定)年月	平成9年10月	拠点施設の区分	法第2条第2項第2号(一団地の観光施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(1)(観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動)	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 情報提供施設、土石流被災家屋保存公園、飲食・物販施設、駐車場等 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設を含む島原半島内の主要観光地や他の地域との間の快適な移動環境を整備し、観光客の利便性向上を図るため、基幹事業により道路や港湾等の整備を行う。また、利用客へ橘湾や有明海の多種多様な水産物の供給ができるよう、基幹事業により漁船対策施設の整備を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び島原半島内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 島原半島内の観光情報、地域情報、交通情報等の提供、飲食・物販の提供、雲仙普賢岳噴火による土石流災害の脅威と教訓を構成に継承し、防災の重要性を伝える。 <将来> 島原半島内の観光情報、地域情報、交通情報等の提供、飲食・物販の提供、雲仙普賢岳噴火による土石流災害の脅威と教訓を構成に継承し、防災の重要性を伝える。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 本拠点施設は、島原半島地域の情報提供、飲食・物販等の機能を持っており、地域内観光の拠点として考えられる。また拠点施設である雲仙岳災害記念館とも近接しており、集客力の点で相乗効果が期待できる。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	原城跡	所在地	長崎県 南島原市 南有馬町
設置主体	国	管理・運営主体	南島原市
設置(予定)年月	昭和13年5月	拠点施設の区分	法第2条第2項第3号(教養文化施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)文化的資産の展示又は伝統芸能の公演	拠点施設の整備の有無	有 ・ (無)
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 日野江城を本居とする有馬氏の支城跡で、明応5年(1496)有馬貴純が築城したともいわれるが、確証はない。一国一城令に伴う廃城ののち、寛永14年(1637)11月から翌年2月に及んだ島原の乱の舞台となった。昭和13年(1938)に国史跡指定。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設を含む島原半島内の主要観光地や他の地域との間の快適な移動環境を整備し、観光客の利便性向上を図るため、基幹事業により道路や港湾等の整備を行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び島原半島内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 歴史的・文化的資産の展示 <将来> 歴史的・文化的資産の展示			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 同施設は国史跡に指定されており、歴史的価値が高い施設である。島原半島地域の歴史・文化の魅力を発信する上で拠点となる施設と考えられる。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	歴史民俗資料館	所在地	長崎県 雲仙市 国見町
設置主体	雲仙市	管理・運営主体	雲仙市
設置(予定)年月	平成21年度	拠点施設の区分	法第2条第2項第3号(教養文化施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)文化的資産の展示又は伝統芸能の公演	拠点施設の整備の有無	(有) ・ 無
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 神代小路地区及び雲仙市に関する歴史的資料を展示する同資料館の修景事業を実施中 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 拠点施設を含む島原半島内の主要観光地や他の地域との間の快適な移動環境を整備し、観光客の利便性向上を図るため、基幹事業により道路や港湾等の整備を行う。また、神代小路地区に隣接する二級河川みなのつる川的环境整備も基幹事業で行う。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 拠点施設及び島原半島内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 神代小路地区及び雲仙市に関する歴史的資料の展示、まちづくり団体の活動拠点 <将来> 神代小路地区及び雲仙市に関する歴史的資料の展示、まちづくり団体の活動拠点			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> 建物補修事業及び修景事業を雲仙市が実施し、平成22年3月竣工。 <拠点施設に設定した理由> 県の「美しいまちづくり重点支援地区」である国見町神代小路地区には、藩主の居館や武家屋敷を始めとして数多くの歴史資産が残されている。住民の生活基盤を維持しながら、歴史資産を活かした個性的なまちなみの整備を進めることにより、日常の生活空間や歴史観光地としての魅力を高め、地域への定住促進と交流人口拡大を目指しており、本拠点施設はその中心となる施設である。			
重点地区(設定する場合に記述) 歴史民族資料館を中心とする神代小路地区を重点地区とする。			

拠点施設

施設名	諫早湾干拓地区	所在地	長崎県 諫早市、雲仙市
設置主体	—	管理・運営主体	—
設置(予定)年月	—	拠点施設の区分	法第2条第2項第2号(一団地の観光施設)
広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(1)(観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動)	拠点施設の整備の有無	① 無
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<p><概要及び整備計画></p> <p>平成19年度に諫早湾干拓事業の完成によって、潮受堤防から埋め立て地の区間においては、平成20年4月25日に新たに河川区域となった。この区域を含む諫早湾干拓地区は良好な自然環境が広がり、鳥獣や植物、昆虫、水生生物等の生息地になっている。雲仙市が埋立事業(公園整備)を行っており、潮受堤防道路や整備中である中央干拓地の散策路等と併せ、諫早湾干拓地区を周遊する拠点となる。</p> <p><拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性></p> <p>拠点施設内で一級河川本明川の環境整備を行うことで、観光客や地域住民が周遊できる魅力的な地域を形成する。</p> <p><目標と広域的特定活動・拠点施設との関係></p> <p>拠点施設及び島原半島内の他の観光拠点との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに、広域観光ルートの形成を促進する。</p>			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
<p><現況></p> <p>自然に関する体験の機会の提供、環境学習、農水産物や飲食物の販売、イベントの開催</p> <p><将来></p> <p>自然に関する体験の機会の提供、環境学習、農水産物や飲食物の販売、イベントの開催</p>			
広域的特定活動との関係			
<p><拠点施設整備の蓋然性></p> <p>埋立事業(公園整備)を雲仙市が平成20年度より実施している。また、中央干拓地においては、平成20年度より内部堤防を利用した散策路の整備を行っている。</p> <p><拠点施設に設定した理由></p> <p>本拠点施設は、地域内の地域振興及び観光の拠点であり、他の拠点施設との連携により、地域全体の魅力を向上させるとともに広域観光ルートの形成を促進する上で重要な施設である。</p>			
重点地区(設定する場合に記述)			
<p>諫早湾干拓地区周辺を重点地区とする。</p>			

広域的地域活性化基盤整備計画の整備方針と基本的な方針等との整合性

計画の整備方針		方針に合致する主要な事業
広域交通網の充実と、観光地と主要幹線道路をつなぐアクセス道路等の整備 県内外の主要拠点間の時間短縮・定時性の確保を図るため、広域道路網の整備を推進する。また、隣県とのフェリー航路の充実のため、港湾施設の機能確保を図る。さらに、島原半島に訪れる観光客の回遊性を高めるため、主要観光拠点と主要幹線道路をつなぐアクセス道路や観光地の歩行環境の整備を行う。		< 基幹事業 > 道路：一般県道雲仙千々石線(雲仙工区)、一般国道251号・389号舗装補修、一般国道251号・389号道路修繕 港湾：島原港、多比良港 河川：本明川 < 関連事業 > 道路：一般国道251号(愛野森山バイパス)、一般国道251号(島原中央道路)、一般国道389号(矢筈拡幅)、一般県道雲仙千々石線(木場工区)
地元水産物の地産地消と安定供給を推進する基盤の整備 観光の大きな目玉となっている新鮮な水産物を観光拠点へ供給するための基盤整備を行う。		< 基幹事業 > 港湾：島原港、多比良港、西郷港、口ノ津港、小浜港 < 関連事業 > 道路：市道広馬場湊新地線・湊新地2号線 < 提案事業 > 港湾：小浜港湯の街散策事業
歴史的資産を活かした公共施設の整備 伝統的なまちなみを適切に保存する必要がある地区における公共施設について、歴史的資産を尊重した整備を行う。		< 基幹事業 > 河川：みのつる川
基本的な方針等との整合性(1)		
区分	整合性等の有無	左記の理由等
広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針との適合の有無	有 ・ 無	各整備方針は、広域からの来訪者を増加させるための諸活動を活発化させるために必要な基盤整備を集中的・効率的に行おうとするものであり、基本的方針に適合している。
国土形成計画、社会資本整備重点計画、環境基本計画との調和の有無	有 ・ 無	国土形成計画全国計画の計画部会中間とりまとめにおいて、「地域資源を活かした産業の活性化」が示されており、各整備方針は同計画と調和している。また、社会資本整備重点計画において、「地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化」が掲げられており、各整備方針は同計画と調和している。また、環境基本計画においては観光活動について「自然のシステム、生態系を尊重しながら、経済的価値を生み出すこと」とされており、各整備方針は同計画と調和している。
北海道総合開発計画、沖縄振興計画との調和の有無 (北海道及び沖縄のみ回答)	有 ・ 無	
その他の計画等との整合性の有無	有 ・ 無	半島振興法第3条第1項に基づく「島原地域半島振興計画」において、「観光の振興」「交通施設の整備」を掲げており、各整備方針は同計画と調和している。
関係市町村への意見聴取の有無(2)	有 ・ 無	島原市、雲仙市、南島原市を対象に説明会を開催済み
他の都道府県への意見聴取の有無(2) (他の都道府県との境界にかかる計画の場合に回答)	有 ・ 無	
広域地方計画協議会での取扱い(3)	有 ・ 無	
その他		

交付対象事業等一覧表

交付対象事業費 (a)	3,354.32	交付限度額(b)	1,513.90	国費率 (b/a)	0.45
-------------	----------	----------	----------	-----------	------

【基幹事業】

(単位:百万円)

事業	細項目	事業箇所名	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費		交付対象事業費	環境影響評価	
				開始年度	終了年度	開始年度	終了年度		うち官負担分	うち民負担分		対象有無	手続終了年月
土地区画整理事業													
市街地再開発事業													
住宅市街地総合整備事業	拠点開発型												
	沿道等整備型												
	密集住宅市街地整備型												
	耐震改修促進型												
優良建築物等整備事業													
住宅市街地基盤整備事業													
公営住宅整備事業等													
公園													
下水道													
河川		みのつる川河川環境整備	L=0.5km	H20	H23	H20	H23	253.49	253.49	253.49	253.49	無	
河川		本明川河川環境整備	L=10.7km	H21	H23	H21	H23	186.51	186.51	186.51	186.51	無	
道路		一般県道雲仙千々石線改良(雲仙工区)	L=1.47km	H19	H23	H19	H23	906	906	906	906	無	
道路		一般国道251号・389号舗装補修	L=6.8km	H19	H23	H19	H23	356.5	356.5	356.5	356.5	無	
道路		一般国道251号・389号道路修繕	L=23.2km	H20	H23	H20	H23	295.5	295.5	295.5	295.5	無	
鉄道													
港湾		島原港		H19	H23	H19	H23	516.9	516.9	516.9	516.9	無	
港湾		多比良港		H20	H23	H20	H23	569.6	569.6	569.6	569.6	無	
港湾		西郷港		H20	H21	H20	H21	77.1	77.1	77.1	77.1	無	
港湾		口ノ津港		H21	H23	H21	H23	190.75	190.75	190.75	190.75	無	
港湾		小浜港		H22	H22	H22	H22	1.95	1.95	1.95	1.95	無	
空港													
合計								3,354.32	3,354.32	3,354.32	0	3,354.32	

【提案事業】

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費		交付対象事業費	事業収益の有無	
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度		うち官負担分	うち民負担分			
事業活用調査															
地域自立・活性化活動推進事業															
地域自立・活性化基盤整備支援事業		小浜港湯の街散策事業	県	直		H22	H22	H22	H22	9.9	9.9	9.9	0	9.9	無
合計										9.9	9.9	9.9	0	9.9	

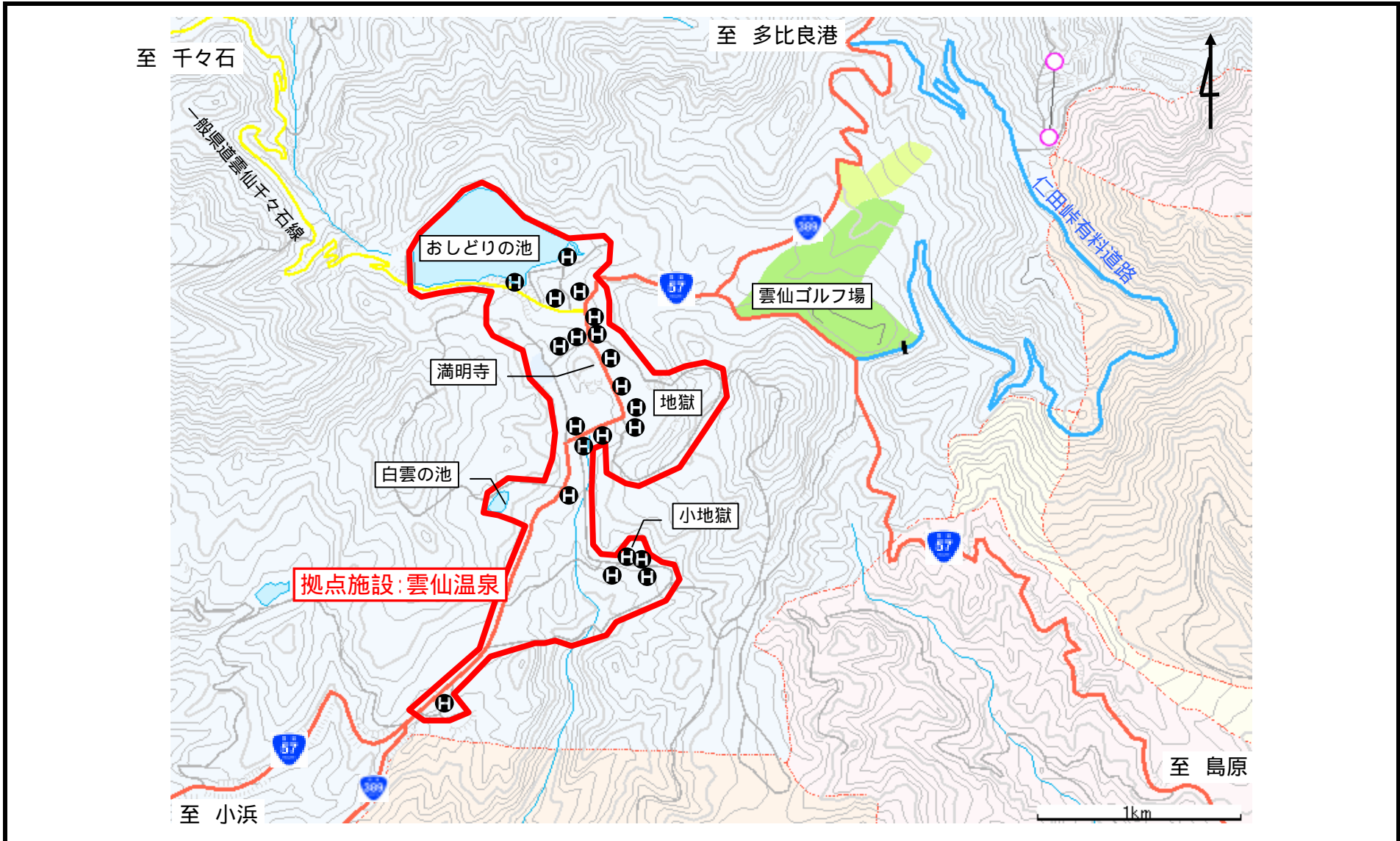
交付対象事業費合計(基幹事業+提案事業) 3,364

(参考)関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度	
道路	一般国道251号(愛野森山バイパス)	県	国土交通省	L=1.8km		○			H19	H24	9,200
道路	一般国道251号(島原中央道路)	国	国土交通省	L=4.5km	○				H13		
道路	一般国道389号(矢筈拡幅)	県	国土交通省	L=940m		○			H18	H20	620
道路	一般県道雲仙千々石線(木場工区)	県	国土交通省	L=1.1km		○			H19	H23	850
道路	市道広馬場湊新地線・湊新地2号線	市	国土交通省	L=280m			○		H21	H23	100
合計											10,770

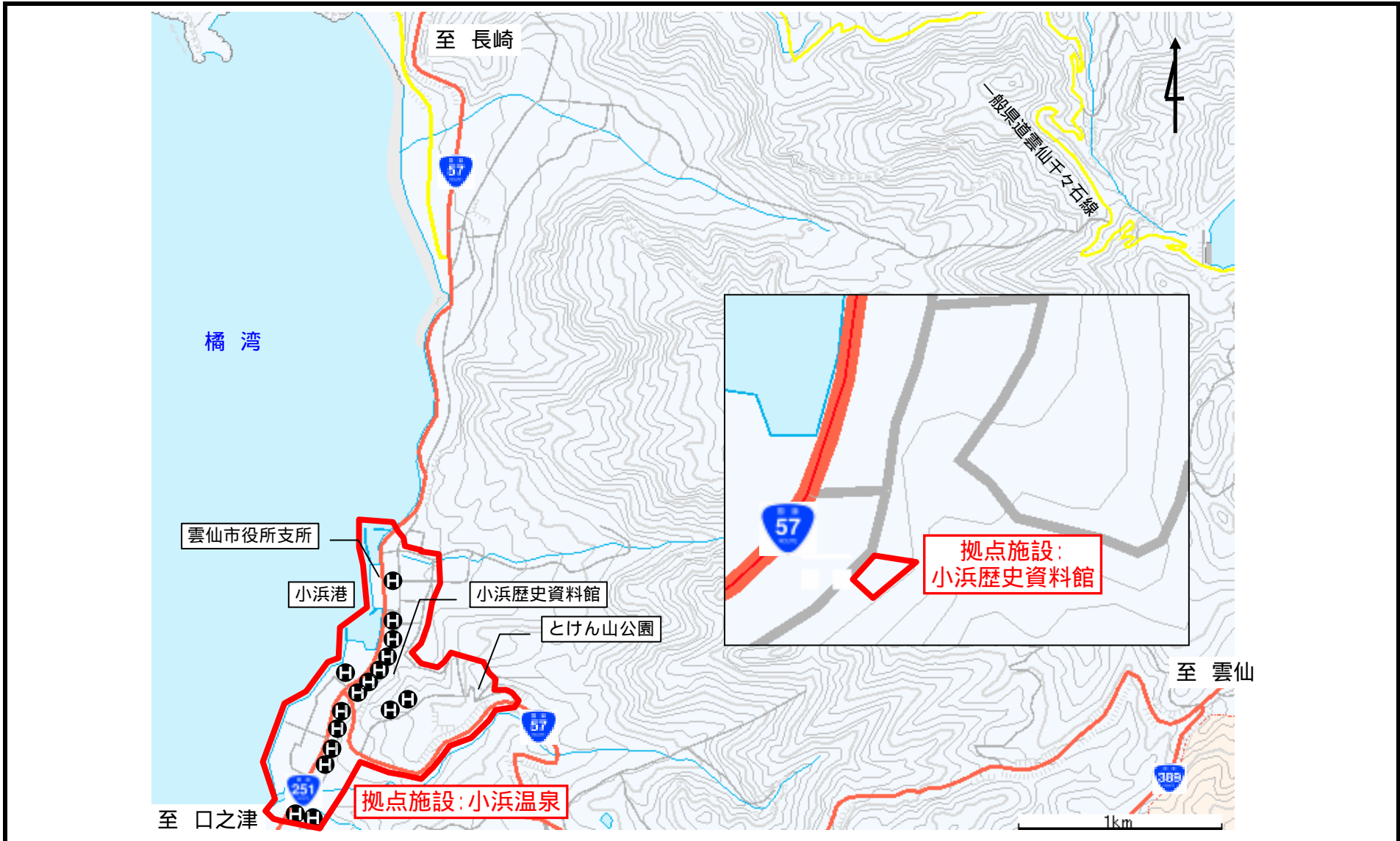
拠点施設・重点地区

島原半島地域(長崎県)	面積 112ha	所在地 雲仙市	重点地区 有・ 無
-------------	----------	---------	------------------



拠点施設・重点地区

島原半島地域(長崎県)	面積 88ha	所在地 雲仙市	重点地区 有・ 無
-------------	---------	---------	------------------



拠点施設・重点地区

島原半島地域(長崎県)	面積 726ha	所在地 島原市	重点地区 有・ 無
-------------	----------	---------	------------------



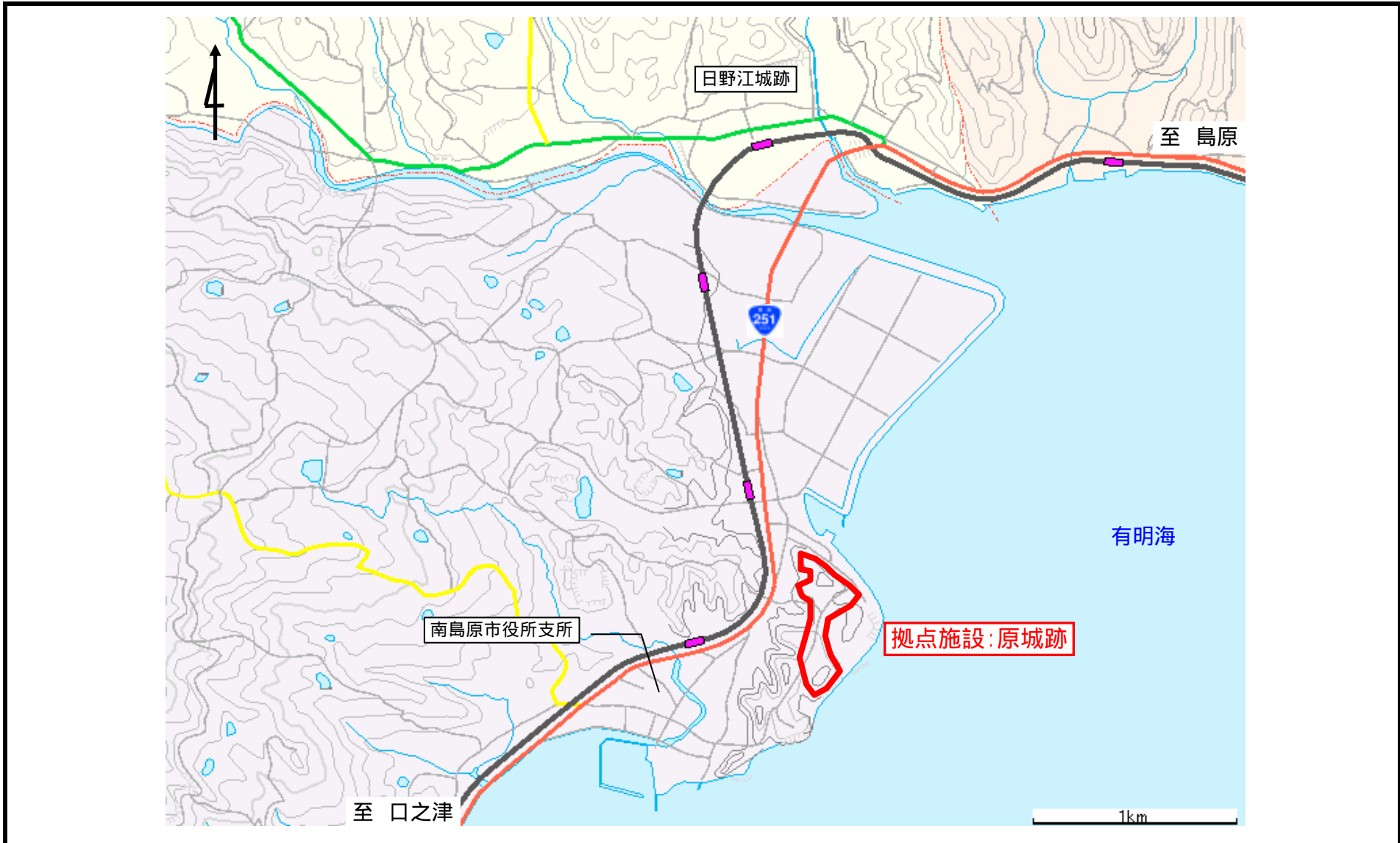
拠点施設・重点地区

島原半島地域(長崎県)	面積 11ha	所在地 島原市、南島原市	重点地区 有・ 無
-------------	---------	--------------	------------------



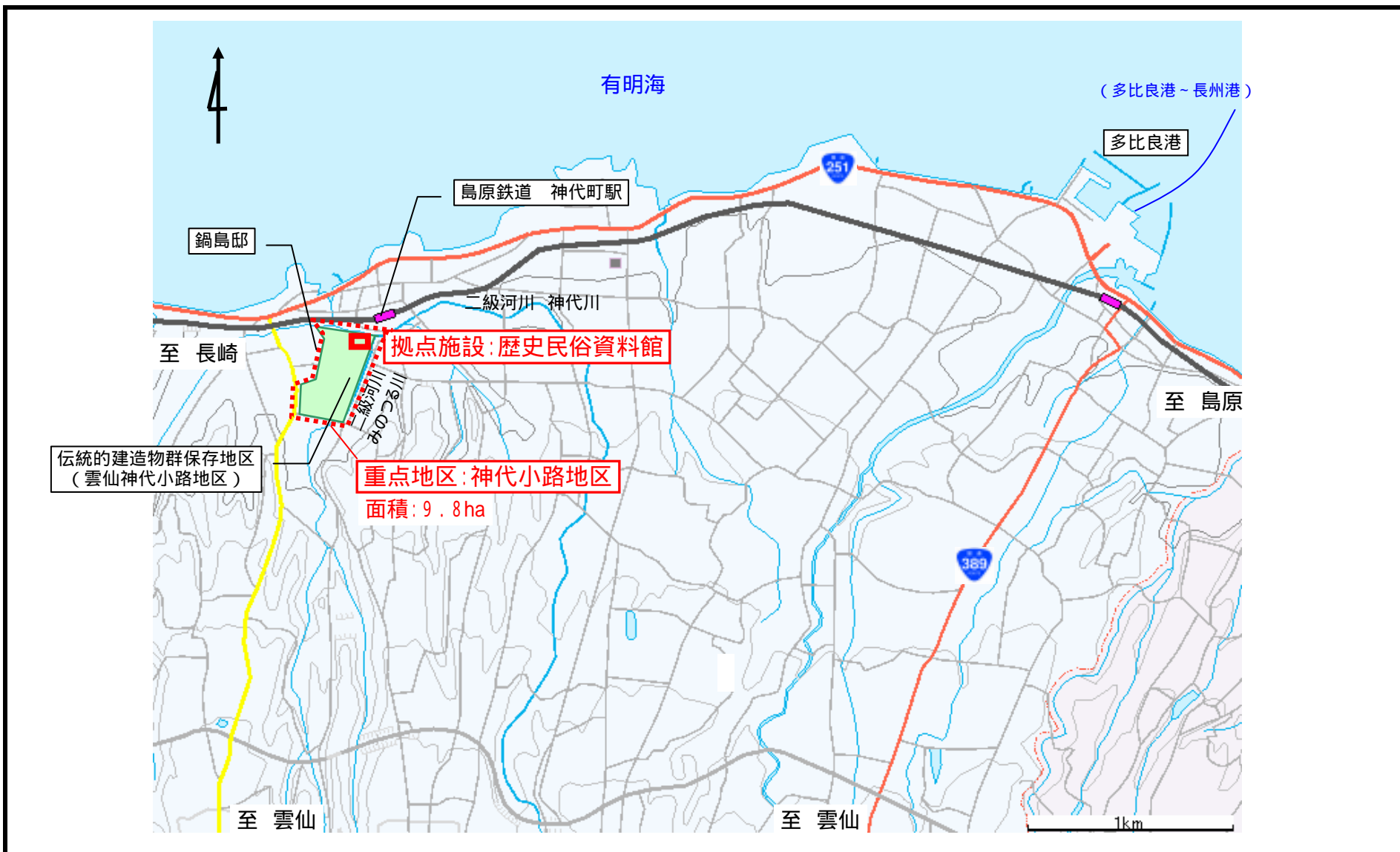
拠点施設・重点地区

島原半島地域(長崎県)	面積 9ha	所在地 南島原市	重点地区 有・ 無
-------------	--------	----------	------------------



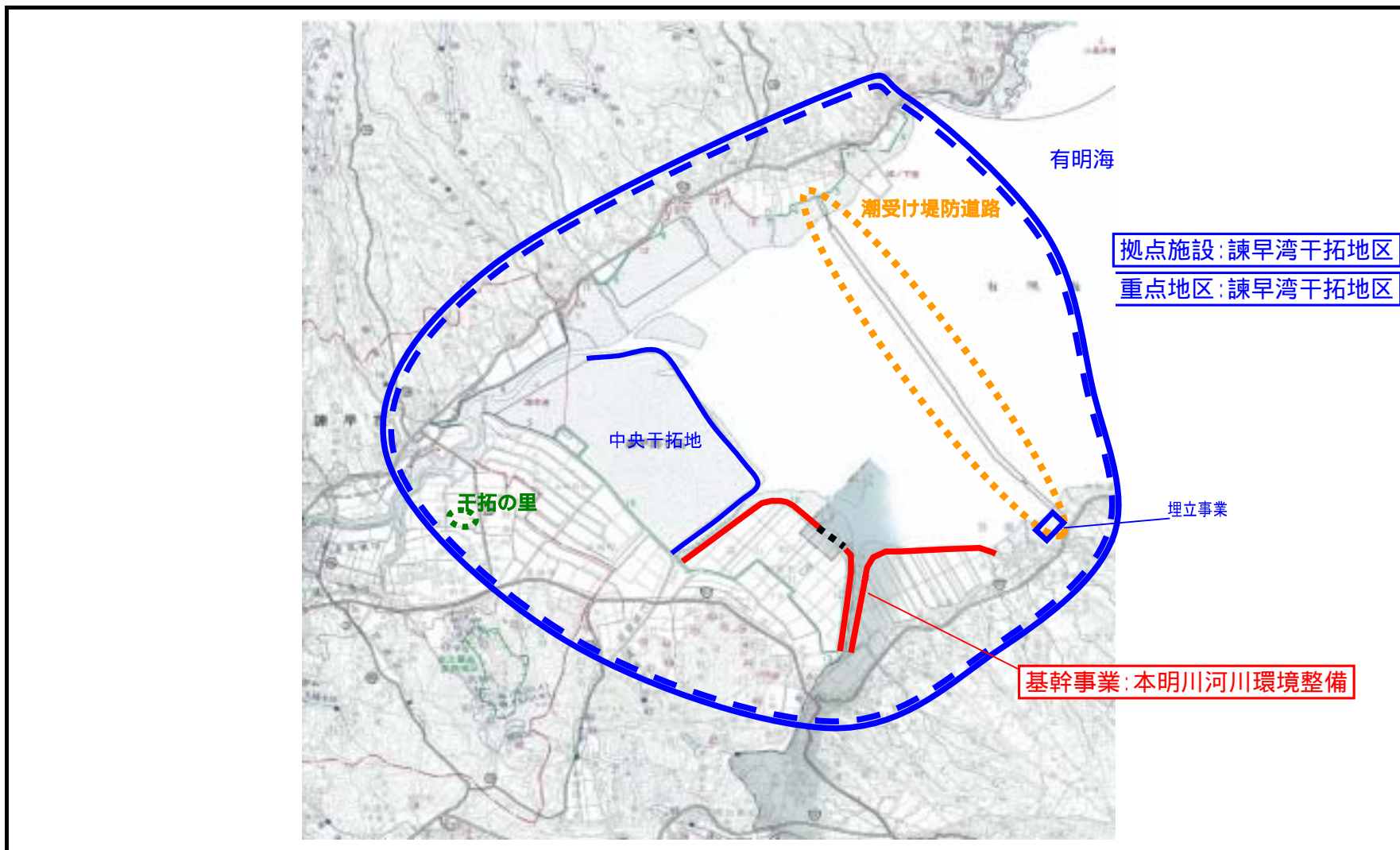
拠点施設・重点地区

島原半島地域(長崎県)	面積 0.6ha	所在地 雲仙市	重点地区 (有)・無
-------------	----------	---------	------------



拠点施設・重点地区

諫早湾干拓地区	面積 9,800ha	所在地 雲仙市、諫早市	重点地区 (有)・無
---------	------------	-------------	------------



島原半島地域(長崎県) 整備方針概要図

目標	地域資源を活かした魅力ある観光地の再生を図り、さらなる観光拠点とし、県内外から観光客を呼び込む。	代表的な指標	観光客数(暦年)	(万人)	567 (平成18年)	620 (平成23年)
			所要時間短縮率	(%)	0 (平成18年度)	13 (平成23年度)
			フェリー乗客数	(千人)	2,272 (平成18年度)	2,279 (平成23年度)

